

草津市告示第326号

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年12月8日

草津市長 橋川 渉

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者支援施設における職員の支援技術向上のための研修受講を支援することで障害福祉サービスの安定的な提供体制の確立を図るため、予算の範囲内で草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象研修)

第2条 補助対象となる研修は、滋賀県障害者自立支援協議会が実施する強度行動障害支援者養成研修または滋賀県居宅介護職員初任者研修等事業指定事務取扱要領の要件を満たす強度行動障害支援に関する研修とする。

(補助対象事業者)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第7項に規定する生活介護の事業を草津市内で行う事業者とする。

(補助金額)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業者が職員に補助対象研修を受講させる際の、研修受講職員の代替として業務に就く職員（以下「代替職員」という。）の person 費とする。

2 補助金の額は、別表左欄に掲げる基準額と同表中欄に掲げる補助対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額と同表右欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、市長に対し、研修受講職員が第2条に規定する研修を修了した日から30日以内に草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「申請書兼請求書」とい

う。）に書類を添えて申請しなければならない。

2 前項の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害福祉人材育成研修受講支援事業実績報告書（別記様式第2号）
- (2) 補助金所要額算出内訳表（別記様式第3号）
- (3) 代替職員勤務状況確認表（別記様式第4号）
- (4) 研修受講の修了を証するもの
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認められた書類

3 申請書兼請求書の提出をもって、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書および規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書の提出があったものとみなす。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは、草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第7条 前条に規定する交付決定通知書による通知をもって、規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年12月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前に研修等を修了した補助対象者の第5条第1項の適用については、同項中「研修を修了した日から30日以内に」とあるのは、「令和4年12月28日までに」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条第2項関係）

基準額	補助対象経費	補助率
研修を受講する職員1人につき、研修1日当たり12,000円	研修受講日における代替職員の person 費（賃金（基本賃金に相当する手当を含む。）、通勤手当および人材派遣料）	10/10

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

草津市長 宛

事業者
代表者名 印
所在地
連絡先

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請し、請求します。

金 円

1 研修受講の状況

Table with 3 columns: 研修受講者名, 研修名, 研修受講日

2 添付書類

- (1) 障害福祉人材育成研修受講支援事業実績報告書
(2) 補助金所要額算出内訳表
(3) 代替職員勤務状況確認表
(4) 研修受講の修了を証するもの
(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 補助金の振込口座

Table with 4 columns: 金融機関の名称, 銀行/信用金庫/農業協同組合, 預金種別, 普通・当座

様式第2号（第5条第2項関係）

障害福祉人材育成研修受講支援事業実績報告書

Large table for training details with columns for 研修受講者, 勤務先事業所, 研修受講状況, 代替職員

*本様式は、研修受講者1名につき、1枚作成すること。

様式第3号（第5条第2項関係）

補助金所要額算出内訳表

Table for 研修受講者氏名

1 事業費

Main table for 事業費 with columns: 科目, 金額, 積算内訳

*1 月額単価を時間単価または日額単価に換算する際は、円未満切捨てとすること。
*2 複数の代替職員を配置した場合には、それぞれの内訳を記載すること。

2 補助基準額

Table for 研修受講日数 calculation: 研修受講日数 日 × 12,000円/日 = 円

*本様式は、研修受講者1名につき、1枚作成すること。

様式第4号（第5条第2項関係）

代替職員勤務状況確認表

Table for 研修受講者氏名

Table for 代替職員勤務状況 with columns: 研修受講日, 氏名1-4, 備考

Table for 勤務日数 and 勤務時間数

*1 各代替職員の勤務日および勤務時間が出勤簿等と一致するかを確認すること。
(休憩時間など賃金の対象とならない時間は除算すること。)
*2 同一の時間帯において複数の者を代替職員とすることはできません。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金については、草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金額 金 円

(令和4年12月8日揭示済み)

草津市告示第327号

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年12月8日

草津市長 橋 川 涉

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱（令和元年草津市告示第177号）の一部を次のように改正する。

別表延長保育事業費の項補助の要件の欄中「常勤の」を削り、同項補助金額の欄中「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」の右に「（令和3年度補正予算分）」を加える。

別記様式第3号-1を次のように改める。

様式第3号-1 (第4条第1項第3号関係)

特別配置職員等給与支出予定報告書

(特別配置区分:障害児・延長)

職名	氏名					設置年月日	施設名				差引額 (A-B)	出勤日数	備考			
	人件費(A)						(A)のうち処遇改善部分(B)									
月	本給	諸手当	事業主負担分共済費	期末勤働手当	期末勤働手当の事業主分共済費	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅱ	処遇改善等加算Ⅲ	左記の処遇改善にかかる共済費	円	円	円	円	円	日	
4月分																
5月分																
6月分																
7月分																
8月分																
9月分																
10月分																
11月分																
12月分																
1月分																
2月分																
3月分																
計																

運営補助金計算上の年間支給額

別記様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第6条第5号関係)

特別配置職員等給与支出済報告書

(特別配置区分:障害児・延長)

職名	氏名					設置年月日	施設名				差引額 (A-B)	出勤日数	備考			
	人件費(A)						(A)のうち処遇改善部分(B)									
月	本給	諸手当	事業主負担分共済費	期末勤働手当	期末勤働手当の事業主分共済費	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅱ	処遇改善等加算Ⅲ	左記の処遇改善にかかる共済費	円	円	円	円	円	日	
4月分																
5月分																
6月分																
7月分																
8月分																
9月分																
10月分																
11月分																
12月分																
1月分																
2月分																
3月分																
計																

運営補助金計算上の年間支給額

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年12月8日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和4年12月8日揭示済み)

草津市告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により次の者を居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年12月9日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ひびきプランセンター	滋賀県草津市野村一丁目14番8号	ひびき合同会社 滋賀県草津市野村一丁目14番8号	代表社員 諏訪 眞弓 滋賀県草津市野村一丁目14番8号	居宅介護支援	令和5年1月1日	2570601894

(令和4年12月9日掲示済み)

草津市告示第329号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年12月9日

草津市長 橋川 渉

- 送達すべき書類
国民健康保険税更正・決定通知書
- 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 上記の書類については、令和4年12月16日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	WEI ZHENAO	中国	令和4年度	令和4年度
2	嶽本 勝市	滋賀県草津市笠山二丁目1番9号新洋建設社宅	令和4年度	令和4年度

(令和4年12月9日掲示済み)

草津市告示第330号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年12月13日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和4年度市県民税税額変更（決定）通知書

38件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年12月20日に送達があったものとみなす。

令和4年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	松井 久春	滋賀県草津市新浜町	681番地1	
2	津田 悠理	滋賀県大津市今堅田一丁目	9番15-202号	ウエステンドルフⅢ
3	岡本 庄司	滋賀県草津市南笠東二丁目	6番6-402号	ユニオンビル
4	中島 凌汰	滋賀県草津市青路町	270番地3-1308	サンクリエート・ハヤシ壹號館
5	徳田 美由紀	滋賀県草津市洪川二丁目	7番28号	
6	北村 直聖	滋賀県草津市山寺町	1166番地1-136B	ダイキン山寺社宅
7	NONG THI LAN	ベトナム		
8	PHAM THI DIEN	ベトナム		
9	山口 豊治	滋賀県草津市岡本町	490番地	
10	道分 昭	滋賀県草津市山寺町	1166番地1-5016	ダイキン山寺社宅
11	PHAN THI HUONG	ベトナム		
12	寺尾 真二	滋賀県草津市矢橋町	105番地1-431	カーサ・ソラツオ
13	井上 蓮矢	滋賀県草津市笠山五丁目	3番地27	クレスト草津 1025号
14	佐藤 等	滋賀県草津市山寺町	1166番地1	ダイキン山寺社宅 7007号
15	FAJAR ISLAM MAULANA	インドネシア		
16	西川 翔悟	滋賀県草津市野村一丁目	22番22号	パークハイツY101号
17	DAO VAN SUU	ベトナム		
18	池間 隆太	岩手県花巻市南諏訪町	24番地14	バウハウスNOBU202号
19	VU THI LOAN	ベトナム		
20	VU THI THUY	ベトナム		
21	渡邊 理紀	滋賀県草津市青地町	581番地1-1408	コンフォートテラオ
22	井関 宥喜	滋賀県草津市矢倉一丁目	48号	翔耀一号館505号
23	VU HA ANH	ベトナム		
24	霞未 祐太	滋賀県草津市青地町	581-1-1407	
25	小熊 由幸	千葉県茂原市下永吉	1414番地9	(下永吉佐藤貸家B棟)
26	藤山 智佳子	兵庫県姫路市砥堀	1172番地	レオパレストホリ208号室
27	小見 来実	静岡県静岡市葵区西門町	5-9	シャトレ静岡 703
28	北川 正晃	滋賀県草津市上笠三丁目	6番1-1号	東和ハイツ
29	松岡 明雄	滋賀県草津市矢橋町	155番地1	ステップアップ
30	長木 克巳	滋賀県草津市西洪川二丁目	12-1	ハーモパレス草津412号
31	佐々木 里恵	滋賀県草津市東矢倉二丁目	6-5	エンゼルブラザ east 1 211号室
32	小川 亮華	滋賀県草津市青地町	581-1	コンフォートテラオ1701
33	松堂 哲治	滋賀県草津市山寺町	1166番地1	ダイキン山寺社宅125A
34	NGUYEN THI NGOC ANH	ベトナム	3番2号	
35	石原 舞依	京都府京都市西京区桂上豆田町	18番地1	セジュマリール桂 C101
36	福山 未紗	大阪府大阪市浪速区元町	3丁目13番2-901号	
37	嶺井 勝智	滋賀県草津市山寺町	1166番地1	ダイキン山寺社宅 334-B
38	DONG DUC THIEN	長野県諏訪市大宇四賀	1803番地2	プレジール赤沼205

(令和4年12月13日掲示済み)

草津市告示第331号

草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年12月13日

草津市長 橋川 渉

草津市いきもの自然コーディネーター育成事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第3次草津市環境基本計画重点事業1「いきもの自然学校」において、自然と人との仲介となって自然解説するとともに、物事が円滑に行われるように全体の調整や進行を担当するいきもの自然コーディネーターを育成するため、国内において開催される自然体験リーダー養成講座等の研修(以下「研修」という。)の参加に要する経費に対し、予算の範囲内において、草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、いきもの自然コーディネーターの育成にふさわしいと市が認めた研修であって市が指定するものへの参加とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市がいきもの自然学校のモデル地域を設定する学区内に組織され、次項に掲げる者を推薦するまちづくり協議会とする。

2 草津市いきもの自然学校事業に関心があり、研修に参加することで市内においてその成果を積極的に生かし得ると認められる者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住、通勤または通学する者
- (2) 市内で事業を営む者

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、研修参加負担金、交通費とする。ただし、交通費は、草津市職員等の旅費に関する条例(昭和54年草津市条例第31号)の規定に基づき支給する額を上限とし、同条例第6条に定める鉄道賃、船賃、航空賃および車賃とする。

2 補助金の額は、予算を超えない範囲で市長が定めた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業実施日の14日前までに、草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるものについては、別に指定する日までに提出するものとする。

- (1) 研修計画書(別記様式第2号)
- (2) その他市長が必要とする書類

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、事業を実施し、事業が完了したときは、事業完了後1月以内または事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金実績報告書(別記様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 研修報告書(別記様式第4号)
- (2) 研修参加負担金の領収書の写しおよび受講した研修のカリキュラムが分かる書類等の写し
- (3) その他市長が必要とする書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の通知を受けた者は、草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金交付請求書(別記様式第5号)により市長に請求するものとする。

2 市長は、規則第16条第2項の規定により補助金を概算払により交付する必要があると認めるときは、概算払により交付するものとし、この場合は、補助決定者は草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金概算払請求書(別記様式第6号)により請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月13日から施行し、令和4年度以降の補助金について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別記 様式第1号(第5条関係)

年 月 日

草津市長 様

まちづくり協議会
申請者

草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金交付申請書

年度草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金として、次のとおり交付を受けたいので、草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 関係書類

(1) 研修計画書(別記様式第2号)

(2) その他市長が必要とする書類

様式第2号(第5条第1号関係)

研修計画書

まちづくり協議会
申請者

研修の名称	
研修場所	
研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日
受講者	(フリガナ) 氏名
	年齢
	住所
	通勤・通学先等 (市外在住者の場合)
	メールアドレス
	電話番号 (研修当日連絡のとれるもの)
研修参加の動機	

申請額内訳		
科目	申請額 (円)	説明
研修参加負担金		
交通費		
合計		

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

草津市長 様

まちづくり協議会
申請者

草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金の交付の決定の通知があった草津市いきもの自然コーディネーター育成事業について、草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

(1) 研修報告書(別記様式第4号)

(2) 研修参加負担金の領収書の写しおよび受講した研修のカリキュラムが分かる書類等の写し

(3) その他市長が必要とする書類

様式第4号(第7条第1号関係)

研修報告書

まちづくり協議会
申請者

研修の名称	
研修場所	
研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日
受講者氏名	
今回の研修に参加しての感想	

実績額内訳			
科目	申請額 (円)	実績額 (円)	説明
研修参加負担金			
交通費			
合計			

様式第5号（第9条第1項関係）

年 月 日

草津市長 様

まちづくり協議会
申請者 印

草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金の交付の決定の通知があった草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金を下記のとおり交付されるよう、草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により請求します。

記

金 円

	銀行等名	支店名	種別	口座番号	フリガナ 名 義 人
振込み先 口座			当座		(フリガナ)
			普通		(名義人)

様式第6号（第9条第2項関係）

年 月 日

草津市長 様

まちづくり協議会
申請者 印

草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金の交付の決定の通知があった草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金を下記のとおり交付されるよう、草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により請求します。

記

金 円

	銀行等名	支店名	種別	口座番号	フリガナ 名 義 人
振込み先 口座			当座		(フリガナ)
			普通		(名義人)

(令和4年12月13日揭示済み)

草津市告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年12月16日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
南歯科クリニック	草津市西大路町1-27	令和4年 11月10日

(令和4年12月16日揭示済み)

草津市告示第333号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出がありましたので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年12月16日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
南歯科クリニック	草津市西大路町1-27	令和4年 11月10日

(令和4年12月16日揭示済み)

草津市告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号

の規定により告示する。

令和4年12月19日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
草津かわはらクリニック	草津市草津町1899	令和5年1月1日

(令和4年12月19日揭示済み)

草津市告示第335号

草津市保育所等食材料費高騰対策支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年12月19日

草津市長 橋川 渉

草津市保育所等食材料費高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、食材料費の高騰に伴い、給食費の負担が増えた市内に所在する保育所等を運営する事業者に対し草津市保育所等食材料費高騰対策支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業もしくは同条第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所で、国、都道府県および市町村(特別区を含む。)以外の者が市内に設置したものをいう。
- (2) 1号認定児童 子ども・子育て支援法(平成24

年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる児童をいう。

- (3) 2号認定児童 法第19条第1項第2号に掲げる児童をいう。
- (4) 3号認定児童 法第19条第1項第3号に掲げる児童をいう。
- (5) 副食費 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号に基づき、保育所等において設定した副食費の月額をいう。

(交付の対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、保育所等(施設内調理で給食を実施している施設に限る。)を運営する事業者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 物価高騰の影響により、食材料費に係る費用が上昇していること。
 - (2) 令和4年4月1日時点と比較し、副食費の値上げを実施していないこと。
- また、食事の質や量を下げることなく、給食の提供を行っていること。

2 補助金の交付対象となる月(以下「補助対象月」という。)は、令和4年4月から令和5年3月までの各月のうち、前項各号のいずれにも該当する月(月の途中において要件に該当しなくなった月を含む。)とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

施設区分	補助金の額
保育所	2号認定児童にかかる令和4年4月1日時点の副食費×3.5%×令和4年10月1日時点の2・3号認定児童数(広域入所児童を含む。)×補助対象月数
認定こども園	次に掲げる計算式により計算して得た額を合計した額 (1) 1号認定児童にかかる令和4年4月1日時点の副食費×3.5%×令和4年10月1日時点の1号認定児童数(広域入所児童を含む。)×補助対象月数 (2) 2号認定児童にかかる令和4年4月1日時点の副食費×3.5%×令和4

	年10月1日時点の2・3号認定児童数（広域入所児童を含む。）×補助対象月数
家庭的保育事業所	4,500円×3.5%×令和4年10月1日時点の3号認定児童数（広域入所児童を含む。）×補助対象月数
小規模保育事業所	4,500円×3.5%×令和4年10月1日時点の3号認定児童数（広域入所児童を含む。）×補助対象月数

（補助金の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が別に定める期間内に規則第3条の補助金等交付申請書に草津市保育所等食材料費高騰対策支援補助金所要額算定調書（別記様式第1号）を添え、市長に提出するものとする。また、申請は1施設につき1回限り行うことができる。

2 規則第13条に規定する実績報告は、前項の草津市保育所等食材料費高騰対策支援補助金所要額算定調書の提出によってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定）

第6条 規則第6条の規定による決定の通知により、規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知をしたものとみなす。

（補助金の使途報告および調査）

第7条 市長は、規則第11条に基づき、補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、補助金の使途について報告を求め、または調査することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により市長から報告または調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

（補助金の取消しおよび返還）

第8条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条第1項に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 法令またはこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、草津市保育所等食材料費高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第2号）により通知す

るものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、草津市保育所等食材料費高騰対策支援補助金返還命令書（別記様式第3号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第9条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和4年12月19日から施行し、令和4年4月1日以降の事業から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条および第8条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別記
様式第1号（第5条第1項関係）

草津市保育所等食材料費高騰対策支援補助金所要額算定調書

施設名 _____

1. 1号認定児童分

副食費 ①	3.5% ②	1号認定児童数 ③	実施月数 ④	申請額 ⑤ (①×②×③×④)

2. 2・3号認定児童分

副食費 ⑥	3.5% ⑦	2・3号認定児童数 ⑧	実施月数 ⑨	申請額 ⑩ (⑥×⑦×⑧×⑨)

申請額 _____

（注）

- (1) ①欄および⑥欄には、施設で定めた令和4年4月1日時点の副食費の月額を記入してください。（ただし、家庭的保育事業所および小規模保育事業所にあつては、4,500円）
- (2) ③欄および⑧欄には、令和4年10月1日現在の児童数（広域入所児童を含む）を記入してください。
- (3) 1. 1号認定児童分は認定こども園のみ記入してください。

様式第2号（第8条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等食材料費高騰対策支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金については、草津市補助金等交付規則第17条第1項および草津市保育所等食材料費高騰対策支援補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定額の（一部・全部）を取り消しましたので通知します。

記

決定の区分	一部取消し	全部取消し
交付決定額		円
取消し金額		円
取消し後交付決定額		円
取消しの理由		

様式第3号（第8条第3項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等食材料費高騰対策支援補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した補助金については、草津市補助金等交付規則第18条および草津市保育所等食材料費高騰対策支援補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

（令和4年12月19日揭示済み）

草津市告示第336号

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年12月20日

草津市長 橋川 渉

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金交付要綱（令和4年草津市告示第310号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和4年11月30日」を「令和5年3月31日」に改める。

第5条第2項中「令和5年2月28日」を「令和5年4月10日」に改める。

付則中「令和4年11月30日」を「令和5年3月31日」に改める。

別記様式中

「

11月	円
合計	円

」を

「

11月	円
12月	円
1月	円
2月	円
3月	円
合計	円

」に

改める。

付 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

（令和4年12月20日揭示済み）

草津市告示第337号

令和4年11月28日開会の草津市議会定例会において

議決を経た令和4年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和4年12月22日

草津市長 橋川 渉

1 予算題目一覧

令和4年度草津市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

令和4年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度草津市水道事業会計補正予算（第1号）

令和4年度草津市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和4年度草津市一般会計補正予算（第8号）

2 要領 略

（令和4年12月22日揭示済み）

草津市告示第338号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20の規定により次の者を指定障害児相談支援事業者および指定特定相談支援事業者として指定したので、草津市指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年草津市規則第16号）第4条の規定に基づき告示する。

令和4年12月22日

草津市長 橋川 渉